

## 水道法改正法 よくあるご質問にお答えします

平成 31 年 1 月 10 日

問 1 今回の法改正の目的は何ですか？

(答)

- 老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。
- 今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものです。

<主な改正内容>

### ①「広域連携の推進」(スケールメリットを活かして効率的な事業運営が可能)

**【現状】**

- 水道事業は主に市町村が経営。小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多い。  
(全国 1,355 の上水道事業のうち給水人口 5 万人未満の小規模事業者が約 7 割 (921 事業))

**【対応策】**

- 都道府県に対して市町村を超えた広域的な見地から水道事業者等の調整を行う責務を規定し、広域連携の推進役として位置付けるなどにより、広域連携を推進。

### ②「適切な資産管理の推進」(水道管の計画的な更新や耐震化を進める基礎)

**【現状】**

- 高度経済成長期に整備された水道施設が老朽化。大阪府北部地震や北海道胆振東部地震では耐震性の低い水道管が多数破損し、広範囲で断水が発生。

一方、資産管理の前提となる水道施設台帳は約 4 割の水道事業者が未整備。

**【対応策】**

- 水道施設の更新に要する費用を含めて事業の収支見通しを作成し、長期的な観点から水道施設の計画的更新に努める義務の創設により、必要な財源を確保した上で、水道施設の更新や耐震化を着実に進展させ、地震等の災害に強い水道を構築。
- 適切な資産管理の前提となる水道施設の台帳整備等の義務付け。

### ③「多様な官民連携の推進」(民間の技術力や経営ノウハウを活用できる)

**【現状】**

- 従来から、水道事業を運営する自治体は、メーター検針や料金徴収等に係る事務の委託や、浄水場の運転管理等の技術的業務の委託、民間資金を活用して施設の設計・建設・維持管理を行う PFI 等、民間の技術力や経営ノウハウを活用した官民連携を推進。
- PFI の一類型であるコンセッション方式については、現在でも導入可能だが、水道事業についての実績はない。

**【対応策】**

- コンセッション方式について、官民連携の選択肢の一つとなるよう、公の関与を強化した仕組みとするなど、多様な官民連携を推進。  
※ コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式。

問2 今回の法改正により水道が民営化されるのですか？

(答)

- 平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。

コンセッション方式の導入について、国や自治体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。

<コンセッション方式に関する制度改正のポイント>

①水の供給責任

水道事業者として住民に水を供給する責任は、従来通り市町村が負います。

②事前の対応

地方自治体は、PFI法に基づき、あらかじめ料金の枠組み(上限)や民間事業者に委ねる管理運営の内容や水準等を定めます。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可します。

③事後の対応

地方自治体は、PFI法に基づき、モニタリングを実施し、早期に問題点を指摘・改善します。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の報告徴収・立入検査を行います。

- また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入するものです。

問3 コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないですか？

(答)

- パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題(①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備)を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。
- 再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の9割以上が更新(継続)されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。

問4 コンセッション方式を導入した場合、水道水の安全性に問題は生じませんか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めます。
- さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしています。

問5 コンセッション方式を導入した場合、水道料金が高騰しませんか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができません。
- これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしています。

問6 コンセッション方式を導入した場合、民間事業者への監督はどのように行われるのですか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求します。
- これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査します。

<水道におけるモニタリングの実施方法の例>

モニタリングの方法	内容
a. 日常モニタリング	民間事業者の日報に基づき業務の実施状況を確認
b. 月次モニタリングと四半期モニタリング	水質データ等により実施状況を確認し、計画に沿って実施されているか等を確認。
c. 年次モニタリング	年間の業務実施総括として総合的に評価。
d. 随時モニタリング	抜き打ちで検査し、直接状況を確認。

会議体名	議題	頻度
年度事業報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認</li> <li>・ 議題の確認</li> <li>・ 次年度事業計画の確認</li> </ul>	1回／年
四半期業務報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認</li> <li>・ 課題の確認</li> </ul>	1回／四半期
月例報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認</li> <li>・ 課題の確認</li> </ul>	1回／月

問7 コンセッション方式を導入した場合、災害が起こったときに適切に対応できるのですか？

(答)

- コンセッション方式を導入した場合も、水道事業者は地方自治体のままで、これまでと変わりません。災害時の対応も、地方自治体が事業の最終的な責任を負った上で実施します。復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまでと同様に行われます。
- 災害時の対応をどこまで民間企業に委ねるかは、あらかじめ実施契約で定めます。厚生労働大臣は、地方自治体と民間事業者の間の役割分担が明確に定められているかを確認した上で許可します。
- 民間事業者はあらかじめ定められた明確な役割の範囲内で責任を分担し、災害時においても、地方自治体と民間事業者によって確実に災害対応が行われる仕組みとなっています。

問8 コンセッション方式には、外資系企業だけが参入することになりませんか？

(答)

- 今回の法改正では、外資系企業かどうかにかかわらず、コンセッション方式を導入する場合でも、水道事業を安全かつ確実に運営できる仕組みを盛り込んでいます。また、地方自治体がコンセッション方式を導入しようとする場合、その事業者は、国内企業、外資系企業問わず、透明かつ公平に選定する仕組みになっています。
- そもそも国内企業も、今でも浄水場の運転管理等を通じて十分な実績があります。こうした企業はコンセッション事業を受ける能力を保有しており、外資系企業だけが参入することにはなりません。

<水道事業における官民連携手法と取組状況>

業務分類	制度概要	取組状況（実施例）
水道法に基づく第三者委託	浄水場の運転管理業務等の水道の <u>管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託する方式</u>	191 箇所（46 水道事業者）
DBO (Design Build Operate)	<u>地方自治体（水道事業者）が資金調達し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託する方式</u>	6 箇所（7 水道事業者）
PFI (Private Finance Initiative)	<u>民間事業者による資金調達の下、地方自治体が、施設の設計・建設・運転管理等の業務全般を包括的に委託する方式</u>	12 箇所（8 水道事業者）

問9 一度、コンセッション方式を導入すると、仮に事業が失敗しても元に戻せないのではないですか？

（答）

- コンセッション方式を導入する場合も、民間事業者を監視・モニタリングするための職員は地方自治体に残ります。  
民間事業者の経営状況や業務の実施状況に対する日常的なモニタリングにより、経営難に陥る前に対処します。
- 万が一、事業継続が不可能となった場合でも、これまでモニタリングを担当してきた地方自治体の職員が中心となり、自ら直営で水道事業を実施することにより事業継続が可能です。水道の運転管理に実績のある他の事業者に委託することもできます。
- こうしたリスクに備えた措置についても、あらかじめ事業契約で定めておくことが必要です。さらに、今回の法改正では、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する仕組みとなっています。